

防災ニュース

NO.
199

巻頭言

「暮らしと防災」

予防行政の取組み紹介
～枚方寝屋川消防組合消防本部の予防行政～



2014. 7



公益財団法人 日本防災協会
JAPAN FIRE RETARDANT ASSOCIATION

〔巻頭言〕「暮らしと防災」

..... 日本女子大学 家政学部教授 増子富美 2

〈予防行政の取組み紹介〉

枚方寝屋川消防組合消防本部の予防行政

..... 枚方寝屋川消防組合消防本部 予防部次長兼予防指導課長 西中 丈児 4

「井上染工は、3つの強み、「総合力」「地球共生力」「商品創出力」を活かして、お客様の元気を応援します。」

..... 井上染工（株）生産管理部長 井上 篤 8

〈連載 第10回 私たちの安全な生活とは〉

超高齢社会の災害対応一備えがどうしても必要なわけー

..... ノンフィクション作家 高見澤 たか子 13

船舶に使用される繊維製品の防災性の試験方法と判定基準

..... (公財) 日本防災協会 技術部 16

協会からのお知らせ

平成25年度事業報告書及び決算報告書の概要 25

バリアフリー展 出展報告 40

平成26年度消防機器等関係者表彰式

((一社) 全国消防機器協会会長表彰式) 開催される 42

予防広報委員会開催される 44

消防関係専門紙 (誌) 代表者への業務説明会開催 46

消防庁からのお知らせ

～住宅防火・防災キャンペーン～..... 消防庁予防課 47

〔巻頭言〕

暮らしと防災

日本女子大学 家政学部教授 増子 富美



火災のニュースは、テレビ・新聞などから目や耳にしない日はないほど多い。平成24年版消防白書によれば、出火は冬から春にかけて多く、総火災件数の55.5%とほぼ半数以上はこの時期に集中しているとある。

同消防白書によれば、ここ10年間の出火件数は減少傾向にあり、平成24年の出火件数はほぼ4万件を示している。全火災件数の約58%が建物火災であり、この建物火災の約55%と半数以上を占めているのが、住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）火災である。火災による死者数を年齢別にみると、65歳以上の高齢者は63%を占め、81歳以上は28%を占めている。平成17年以降、火災による死者数は減少しているが、65歳以上の高齢者については逆に増加傾向にある。この傾向は高齢社会の影響を強く受けており、今後も続くものと考えられる。住宅火災による死者の原因を着火物別にあげると、寝具類・衣類が23.2%、繊維類・カーテン・じゅうたん類の繊維製品を含めるとほぼ28%と、全体の1/3を繊維

製品が占め、発火源としてたばこ、ストーブ、こんろとなっている。

日本防災協会の定期刊行物“防災ニュース”2010年1月号に箭内栄治氏・関沢愛氏が、防災対象品となるふとん、座ぶとん、寝具、衣類、カーペット、じゅうたん、カーテン、椅子、ソファーに絞って、住宅火災の出火場所、出火原因などについて調査した結果を報告している。たばこの火の不始末により周囲の繊維製品が燃え上がり、大きな災害を引き起こしていることを明らかにしている。一人一人の火災を発生させないための努力・注意は大事であるが、同時に、人命尊重の立場から繊維の防災化が必要とされる。

防災とは、物質が炎にふれている間は燃焼を続けるが、炎を遠ざけると燃焼がとまり、自然と消火する性質（自己消火性）といわれている。日本防災協会のHPでは、防災された繊維製品がいかに火災を発生させないか、発生した火災を延焼拡大させないかを実例を示しながら解説をしている。使用している繊維製品の一部を防災化することにより、大きな災害を防ぐことも可能である。このような日本防災協会の防災に対する取組み、啓発活動は重要である。幼少期からの火災に対する意識を持つことは大事で、特に、教育活動を通じた啓発活動も重要ではないかと考えられる。

この7月から評議員を拝命することとなり、防災をキーワードに任務を全うできれば、と思う今日この頃である。

枚方寝屋川消防組合消防本部の予防行政

枚方寝屋川消防組合消防本部 予防部次長兼予防指導課長 西中 丈兒



1 はじめに

枚方寝屋川消防組合は枚方市と寝屋川市をもって組織されている一部事務組合です。

本消防組合を構成する枚方市と寝屋川市は京都、大阪を結ぶルートのおぼ中間に位置し、また、淀川に沿う地理的条件から、古くから交通の要衝として発展してきました。

特に、高度経済成長期においては、住宅地域を中心とした典型的な大都市周辺都市として急激な人口の増加をみましたが、近年、人口増加は落ち着き、ほぼ横ばいで推移しています。

現在の交通網は、東にはJR学研都市線並びに第二京阪道路及び同沿道、西には京阪電鉄本線及び国道1号線が管内を縦断しています。

面積は89.81㎡（枚方市65.08km²、寝屋川市24.73km²）で、東西約10.7km、南北17.7kmです。このうち市街地面積は78.46km²で、全体の約87%を占めています。

また、人口は約65万人（枚方市41万人、寝屋川市24万人）で、発足当初の昭和23年は、1消防本部1消防署3消防出張所でしたが、昭和40年代の高度経済成長の影響により住宅建設が進み、管内人口が急激に増加したことに伴い、昭和

50年代には、10ヶ所の消防出張所を建設、整備し、現在では、1消防本部3消防署15消防出張所、職員数643名により、市民の安全と安心のため日々業務に取り組んでいます。



枚方寝屋川消防組合イメージキャラクター
(消太・消子)

2 予防業務体制

本消防組合の予防業務体制は、消防本部予防部（予防指導課、保安対策課、地域防災向上センター）と3消防署の予防課から構成されています。

(1) 消防本部予防部

予防指導課の業務は、住宅防火対策、査察・違反処理、建築指導・消防用設備等、火災予防の指導及び普及啓発に係る企画立案等の業務や例規等の制定改廃業務を行っています。

保安対策課の業務は、危険物安全週間等の各種行事の企画立案、例規等の制定改廃業務に加え、危険物規制事務をはじめ

め、大阪府から権限の移譲を受けた「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「火薬類取締法」に基づく許認可事務及びこれらに係る立入検査を行っています。

地域防災向上センターは、東日本大震災を踏まえ、地域に定着した活動を展開し、地域の防火・防災力を高めることを目的に、再任用職員を中心に平成24年度に設置されました。主な業務は、「出前講座」や「PUSH～いのちの授業」、自主防災組織、少年消防クラブの指導育成、各種救命講習会、研修会、警防訓練、消防訓練その他関係課の事務応援に加え、防火・防災・減災の講習や家具転倒防止や住宅用火災警報器などの相談に対応しています。

(2) 各署予防課

各署予防課の業務は、消防同意事務、消防用設備等の設置指導、消防検査、防火対象物の査察及び違反処理、少年消防クラブ・婦人防火クラブの指導育成その他予防業務全般を行っています。

3 査察実施体制

本消防組合管内の防火対象物は約11,000対象物で、用途、規模、火災危険性等に応じて7つの対象物区分を設け、毎年度消防長が示す立入検査基本計画に基づき、保安対策課、各署予防課、各署警備課が立入検査計画を策定し、当該計画に基づいて立入検査を実施しています。

立入検査計画以外でも、管内・管外を問わず社会的影響の大きい火災が発生した場合には、緊急に消防長又は消防署長の特命検査を行っています。

ここ数年は、社会福祉施設での火災、花火大会における火災、危険物施設における火災等が頻発していますが、その都度、特命検査を実施し、実態を把握する

とともに、関係者に注意喚起を行い、類似施設からの火災発生の防止に努めています。

そのほか、秋季・春季火災予防運動に伴う立入検査、歳末繁忙期の大型店舗への立入検査、「建築防災週間」に伴う立入検査、「文化財防火デー」に伴う立入検査等、時節に応じた立入検査を実施することで、関係者への防火意識の啓発を図っています。

また、事業所における自主防火管理体制の確立を図るために自主検査制度を設けています。本制度の目的は、優良な事業所においては、事業者や防火管理者などが中心となり、自ら基準に適合させていく自主防火管理体制を構築させ、一方で、人命危険・火災の危険性が高い防火対象物への違反是正指導体制を強化するもので、立入検査を側面から促進するために本制度を今後も推進していく予定です。



歳末繁忙期立入検査

4 防火・防災に関する取り組み

(1) 幼年消防クラブ・少年消防クラブ

幼年消防クラブと少年消防クラブは、幼少期から防火・防災に関する様々な体験を通じて知識や技術を身につけるとともに、地域社会に貢献できる子どもたちを育てるために設立されました。

幼年消防クラブの指導者は、迅速かつ適切な応急処置が実施できるよう、定期的に普通救命講習などの実践活動や指導

者に対する研修会を実施しています。

少年消防クラブは、規律訓練や消火訓練、はしご車搭乗訓練、救助訓練、などの各種訓練を実施する体験学習を行っています。また、山火事防止の活動、歳末夜回り、秋季・春季火災予防運動等各種イベントにおける広報グッズの配布等を行っています。



少年消防クラブの取り組み

(2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭婦人に対し、火災予防の普及と防火思想の向上を図ることを目的に設立され、各種イベントにおける炊き出し訓練や、春季・秋季の火災予防週間などにおける住宅用火災警報器の普及啓発・広報活動を積極的に展開しています。

また、応急手当普及啓発を積極的に推進していくために、簡易のAEDキットを用いて、応急手当普及員が中心となり、普通救命講習などを実施しています。



婦人防火クラブの取り組み

(3) 防火委員会

防火委員会は、枚方市・寝屋川市の消防団、枚方市・寝屋川市の事業所の団体である防火協会、幼年消防クラブ、少年消防クラブの指導者、婦人防火クラブ員等から構成されている団体で、枚方市・寝屋川市地域住民の防火防災意識を高揚し、自主防火防災組織の拡充と指導育成を図り、安全な街づくりの実現を目指し、定期的に委員会を開催するとともに各種防火防災に関する施設への視察研修等の活動を行っています。

5 住宅防火の推進について

建物火災による死者のうち、住宅火災による死者が約9割を占め、そのうち、65歳以上の高齢者層が過半数を占めています。

このことから、本消防組合では、特に高齢者が多数集まる施設及び各種催物等において、防火教室を開催し、住宅用火災警報器等の設置促進及び防災製品の積極的な活用を指導するなど、住宅防火対策の充実強化を図り、住宅からの死傷者の軽減と火災の減少を推進しています。

(1) 住宅防火診断

本消防組合では、消防職員が各家庭を訪問し、市民の方に直接火気使用設備等の防火安全指導や住宅用火災警報器等の設置促進を行う「住宅防火診断」を実施しています。

(2) 住宅用火災警報器の普及促進

本消防組合ではこれまで、管内全住戸への設置啓発用リーフレットの配布をはじめ、自治会等への「出前講座」、市民の方が多く集まる各種イベントなどあらゆる機会を通じて広報活動を行っています。

また、住宅用火災警報器が設置されていることにより早期に火災を発見し大惨事に至らなかった奏功事例を本消防組合のホームページに掲載し、住宅用火災警

報器の早期設置を推進しています。

一方、既に住宅用火災警報器を設置されている住宅に対しても、リーフレットの配布や住宅防火診断などの際に、維持管理やメンテナンスの徹底を呼び掛けています。

(3) 防災品の普及

住宅防火対策の一つとして、寝具や衣類等の防災製品及びカーテン等の防災物品の普及を積極的に推進することが有効であるといえます。

本消防組管内におきましても、対象となる高層住宅等も増加傾向にあり、年間5回開催される甲種防火管理新規講習の際や秋季・春季火災予防運動時に防災製品の展示コーナーを設置するなどし、防災品の普及啓発活動を推進しています。

また、平成26年2月21日（金）には、公益財団法人日本防災協会から講師を招き、防火委員会の役員、枚方市・寝屋川市の事業所、婦人防火クラブ員90名を対象に、「身の回りの防災化の推進」と題した講演会を開催しました。

今後、本消防組管内におきましても、益々高齢化が進展することが予想されることから、住宅防火のキーワードとして「住宅用火災警報器」や「防災物品や防災製品」、「住宅用消火器」を積極的に普及啓発し、住宅防火の更なる推進に努めていきたいと考えています。



防災講座

6 おわりに

以上、本消防組合の予防行政の取り組みについて紹介させていただきました。

特に平成25年度の立入検査実施件数は、2,600件以上であり、各課の査察推進担当の創意工夫のもと業務多忙な中、計画的かつ精力的に立入検査を推進した結果であります。

また、現在、新本部庁舎の建設に合わせて平成27年度の運用開始を目指し、消防情報システムの更新に取り組んでいます。現行のシステムは平成13年度に導入し、その中で予防業務は防火対象物や危険物施設の台帳管理、立入検査業務などを行う支援系システムと位置付けられています。この消防情報システムの更新により、予防業務の一層の高度化、効率化が実現できるものです。

今後も市民の期待と思いに応えるため、積極的な取り組みにより予防行政の充実強化を図ってまいります。

「井上染工は、3つの強み、 「総合力」「地球共生力」「商品創出力」を 活かして、お客様の元気を応援します。」

井上染工株式会社 生産管理部長 井上 篤

□会社概要

井上染工株式会社は、大正初めに初代井上清次が印染「山喜」を創業、裱纏、のぼり、のれん、旗、幕などの本染商品を製造販売。昭和27年井上染工場創業、スクリーン捺染プリントを開始。昭和44年株式会社井上染工場設立。昭和54年井上染工株式会社に社名変更。井上裕明が代表取締役社長に就任し、現在に至る。日本の高度経済成長以降の、のぼり旗等広告物の需要の高まりに応えるため、オートスクリーン捺染機を導入（現在4台保持）、大量生産を実現しました。製版工程においてもコンピュータ化を先駆け、フィルム製版機導入や、ダイレクト製版システムの構築。また小ロット多品種の要望に応え昇華転写システムの導入等、常に時代の変化を捉えながら革新してまいりました。

□3つの強み

1 総合力

当社は広告宣伝旗幕における顔料プリントのみならず、綿素材への反応プリント、ポリエステル素材への分散プリント



大阪本社（工場）

にも対応しています。裏通りが必要となる国旗や社旗、寺社仏閣のぼり旗は、ハンド捺染にて加工。写真やアニメ柄のデザインには、インクジェットプリントによる加工を行い、ご要望に最適なプリント方法を提案しております。企業の新商品を応援する宣伝旗幕（のぼり旗、横幕、懸垂幕）から、地域の祭りやプロスポーツを応援するグッズ（はっぴ、バンダナ、鉢巻）、アーティストやデザイナーを応援するグッズ（手ぬぐい、風呂敷、シュシュ）など、「応援」を切り口に幅広い製品のご依頼に対応しています。

※お客様のご要望に最適なプリント方法をご提案します。



<オート捺染機>



<インクジェットプリンター>



<ハンド捺染>

2 地球共生力

地球環境に負荷をかけない染色助剤の採用、排水処理システムによる工業用水の再利用や、廃棄物の再活用を実施しています。常に環境にやさしい商品はないかを調査及びテストし、製造工場として地球環境に負荷を与えない方法を探り続けています。

3 商品創出力

無から有を生む、新市場を創出する力を伸ばすことを社員全体で意識し、チャレンジすることを推奨しています。お客様の商品をよりアピールすることはできないか、「あったらいいな」という問題を解決できないか。日々意識を向け研究を進めています。

□防災製品の品質管理

防災加工における防災性能は、防災薬剤の塗布量に起因します。版のメッシュの粗さは顧客提示のデザインによって決

定されます。しかし、防災加工プリントによっては、絶対必要量の塗布量が決まっているため、メッシュの粗さは固定となります。逆に同じ防災剤を使用しているも、メッシュの細かいものを使うと、燃焼試験が不合格となります。したがって、すべての防災加工案件に対して、規定の燃焼試験基準より厳しい自社性能試験基準(残炎 0秒 炭化面積18cm²)を設置し、品質管理を行っています。燃焼試験実施者と品質管理責任者のダブルチェック体制を行い、メッシュの指示間違いといった「まさか」の不合格製品を製造した場合は、早期に気づき、絶対にお客様には出荷しない運用体制を維持しています。また、防災加工製品は、通常の顔料加工に比べて、摩擦堅牢度は悪化しますがそこで終わるのではなく、現在も樹脂の代替を試しながら、「堅牢度もよし、防災性能もよし、発色もよし」を目指して日々「一歩でも前に」をスローガンに開発に取り組んでいます。



<燃焼試験機>



<摩擦堅牢度試験機>

□**防災加工にプラスした付加価値の追求**
 従来の広告旗幕だけではない、今までにない新たな価値に加工することを常に意識し商品開発を行っています。事例として、発泡加工、メタリック加工、ラメ加工等で防災性能も併せ持てるかを研究、開発してまいりました。年々防災加

工依頼は増えてきているため、付加価値加工技術に対して、「防災性能も付与できるか？」を常に意識して取り組んでいます。お客様に防災性能という安心安全の価値はもちろんのこと、付加価値ある加工技術による喜びを提供できるよう、日々邁進しています。



<発泡加工>



<メタリック加工>



<ラメ加工>

□**当社の商品案内**

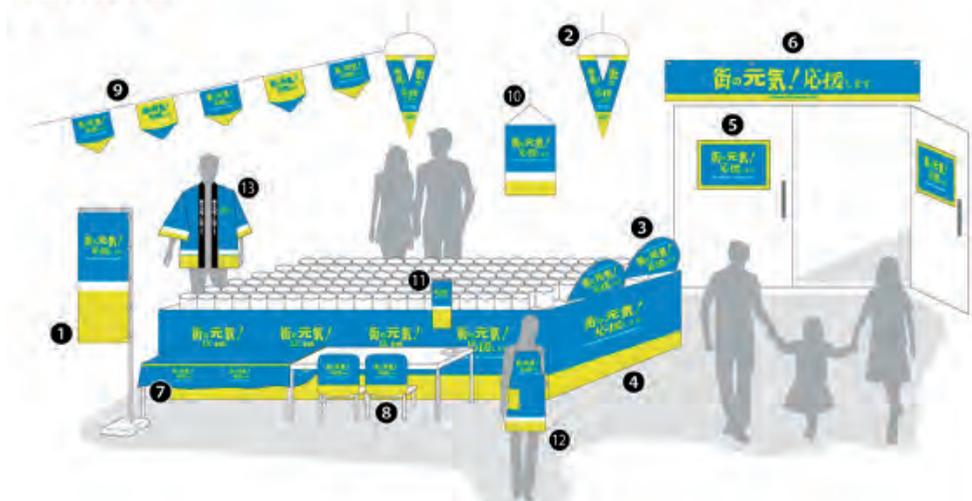
当社では様々な活用シーンに合わせたオリジナル商品をご提案しております。4つの活用シーンに基づいて商品紹介をいたします。

■ **店舗外周辺**



<店舗外周辺> ①懸垂幕 ②横断幕 ③のぼり旗 ④日よけ幕 ⑤手旗
 ⑥フロントバナー ⑦ドルフィンフラッグ ⑧横幕 ⑨のれん

■ 店内売り場



<店内売り場> ①のぼり旗 ②Vタペストリー ③ドルフィンフラッグ ④台巻
 ⑤ぺったんシート ⑥水引幕 ⑦テーブルクロス ⑧椅子カバー
 ⑨連旗 ⑩タペストリー ⑪ミニ幟 ⑫エプロン ⑬はっぴ

■ 販促用グッズ



<販促用グッズ> ①手ぬぐい ②ハンカチ ③トートバック ④抱き枕 ⑤シュシュ
 ⑥スカーフ ⑦ランチョンマット

■ ユニフォーム



<ユニフォーム> ①はっぴ ②鉢巻 ③たすき ④エプロン ⑤帆前掛け ⑥スカーフ
⑦ネクタイ ⑧ゼッケン

オリジナルデザインの商品制作を通して、お客様の元気を応援しています。

～防災品の購入・使用についてのご意見募集～

防災ニュースご愛読の皆様にはおかれましては日頃より火災予防・住宅防火のために防災品が役立つことは十分ご承知のことと存じます。

ただ、広く普及しているかと申せばまだまだ一般的には防災品をご存知でない方も多いの現状です。

そういった中、ご購入・ご使用になられている皆様はどのようにして防災品を知り、どこで購入されたか、またご使用になられての感想などをお聞かせいただきたいと思えます。

皆様からお寄せいただいたご意見、ご感想等は、防災ニュースで紹介したり今後の広報活動等の参考にさせていただく予定です。

下記によりメール・FAX等でお送りください。よろしく願いいたします。

- 400字程度（原稿用紙・Word文書等）
- お名前・ご住所・電話番号（携帯可）
- 写真などがあれば同封してください

宛先：（公財）日本防災協会 広報室

F A X 03-3271-1692

E-mail bouen-koho@jfra.or.jp

超高齢社会の災害対応 －備えがどうしても必要なわけ－

ノンフィクション作家 高見澤たか子

そもそもは気のゆるみ

つい先週の日曜日のことだ。朝起きて、お茶を入れようと台所へはいった私は、思わず叫び声を上げた。台所の床一面、何やら茶色の液体が広がっている。だが床に転がっている容器を見て、すぐにそれがしょう油であることがわかった。

「ああ、やられた!」、思わず大きなため息をついた。昨夜は、うっかり台所にカギをかけなかった。「えっ、台所にカギ?」、そう、三匹の猫と同居している関係上、留守中と夜間は台所のドアにカギをかけなければ、何が起きるかわからないのだ。雑巾を何枚も用意して、黙々と拭き掃除に徹した私は、十一時過ぎにようやくお茶とパンにありついた。そこへ娘から電話、私はいま起こったことを延々としゃべりまくった。そして、「あのバカ猫どもが!」と、腹いせに娘と何度も、彼らをののしった。

そのときだった、「火事です!火事です!」という甲高い女性の叫び声と、「ブーツ、ブーツ」というブザー音が鳴り響いた。「いったい何事?」、はっとして台所のほうを見ると、なんとうっすらとドアから煙が流れ出しているではないか。受話器を放り出して台所へ駆け込むと、天井近くに取り付けてある火災警報器が点滅して、「火事です!火事です!」と叫び続けている。煙の元はガス

レンジにかけておいた野菜スープが焦げ付いていたのだ。鍋底は焦げ付いているのだが、たっぷりの野菜が完全に炭化していないためか、レンジの消し忘れ防止装置が作動しなかったのだ。台所の煙は居間にも流れ込み、居間の火災警報器までけたたましく鳴り出した。こちらはひもを引っ張ると黙ったが、台所の火災警報器のほうは、ひもを引っ張っても止まらない。近所にも聞こえていると思うと気が気ではない。居間から椅子を引っ張って来て、コンセントからプラグを抜いてようやく黙らせた。そうだ!お隣に電話して謝らなきゃ、不幸中の幸いでお隣は留守だった。ああ、まったくなんということだ……猫のいたずらから始まって、鍋の焦げ付きまで、すべては私の気のゆるみなのだ。

実験してわかったこと

わが家は火災警報器を台所と居間、寝



室の三か所につけているが、これまで幸いなことに一度も作動したことがなかった。今回初めて、現実の音と点滅する赤い光を体験したわけだが、その半端でない音量に頭の中が真っ白になってしまった。これで煙だけでなく、燃え上がる炎を見たとしたら、からだが硬直して動けなくなってしまうのではないかと思った。それに台所から煙がもれているのを見ても、瞬間的に「しまった、鍋を火にかけっぱなしだった」という記憶がよみがえらず、何が原因で警報器が鳴ったのか、即座に「火元の特定」ができなかった。10分ほど前に鍋を火にかけたことを、完全に忘れてしまっているのだから始末が悪い。高齢者の一人として、今回のハプニングをきっかけに、わが家の防火対策を改めて真剣に考えるようになった。

数字が示す現実

つい最近の朝日新聞（6月3日夕刊）には、火災による高齢者の死者数が年々増え続けていることから、耳の遠い人に火災発生を知らせるために、音だけでなく、フラッシュのような強い光の点滅装置のついた警報器を、ホテルや劇場、デパートや病院などの大規模施設に設置することを検討しているという記事が出ていた。実際、65歳以上の高齢者の火災による死者数はここ10年を振り返ってみても、ずっと全体の6割強を占めている。住宅用火災警報器の設置が義務化されるようになってから、すでに5年が過ぎ、



全国の普及率をみると福井県のように91.8パーセントという地域もあれば、茨城県のように64.3パーセントにとどまっているところもあるが、いずれにしても住宅用火災警報器は、防災の常識になりつつある。それにしただがって、住宅火災による犠牲者は確実に減りつつある。にもかかわらず、高齢被害者の死亡数は相変わらず約6割を保っている。

消防庁が高額な設置費用であるにもかかわらず、大規模施設に「光る警報器」の設置を検討し始めたのも、なんとかして火災による高齢者の被害を減らしたいという苦肉の策なのだ。ことに、昨年10月に起きた福岡市の診療所で、70歳以上の人たちが一度に10人も亡くなるという悲惨な事件は、もう二度と起こしてはいけないという関係者の悲痛な思いが伝わってくる。高齢者向けのさまざまな居住施設が増え続ける中で、高齢者向けの防災対策はどんなに力を入れても入れ過ぎるということはないと思う。

無視できない日本的パターン

「住宅用火災警報器の普及率が上がれば、すぐにアメリカやイギリスのような火災統計上顕著な効果が現れてくる、ということにはならない可能性もある」

これはいまから5年前、ちょうど住宅用火災警報器の設置義務が法制化された2009年2月、消防・防災関係者のための情報誌『フェスク』に掲載された東京理科大学教授の小林恭一氏の論文の一節である。たまたまこの記事を読み抜いておいた私は、改めて小林教授の予見に考えさせられた。住宅用火災警報器が全国的に平均八割以上普及した現在でも、高齢者の火災による死者は減っていない。

さらに小林教授は、日本の住宅火災の死者発生パターンとして「『①高齢者が、②古い木造住宅に一人でいて、③タバコの火や古いストーブの火が、④布団や衣

類に着火し、⑤身体が不自由だったために、⑥逃げようとしても逃げられずに死亡する』というものだと考えることができる」と説いている。まさにその通りで、いまや日本の家族構成は、単身世帯が増えて、高齢者一人暮らしでも二人暮らしでも、かつてのように子ども家族が同居するということはほとんどないと言っていい。最近厚生労働省が介護保険制度の改革案を発表したが、高齢者世帯の環境はますます厳しいものになりそうだ。重病ではないが、身体の機能が衰え、耳も遠くなり、全体としててきぱきとした行動がとれない。部屋の中は身近になんでも置くので、雑然として、ともすれば足の踏み場がない。ストーブのまわりに洗濯ものやティッシュペーパーの箱、芳香剤のスプレー缶など着火すれば一大事になるものを平気で置いている。だれも注意する人がいないから、寝たばこ、ストーブのつけっ放しで寝てしまうことも……

ゴミ出しも体調によって毎回出すことができないので、玄関に大きなゴミ袋をためることになる、これではいくら火災警報器をつけても、火事はなくなる。

メディアに登場する超高齢者たちは、みんな元気印で、だれもが活発な日常をおくっているかのような錯覚に陥りがちだが、こと地域防災という見地から考えても、高齢者を孤立させず、きめ細かな支えの手をさしのべていくべきではないだろうか。警報器が「火事です！火事です！」と叫んでも、とっさに対応できなかった自分のことを考えると、身の回り



の品々、たとえば寝具に防炎品を使うことや、使いやすい消火器具を部屋に備えるとか、直ちに行動を起こそうと思っている。

介護保険制度の改正で、軽度の高齢者のケアについては自治体の責任が重くなるようだが、それならそれで各自治体が独自のカラーで、高齢者の生活支援をしてはどうかと期待する気持もある。

小林教授が例に挙げたような高齢者一人暮らしのパターン、たとえば何年も壁に差し込んだままの扇風機や電子レンジ、パンくずが炭化しているトースター、さまざまな汚れで固まっているクッションなど、火災のきっかけは数えればきりがな。そうした火災のきっかけになるような危険因子を取り除くお手伝いは、家族よりもむしろ消防署のスタッフのほうがいいかもしれない。手軽な消火剤や防炎品をどこで買えるのか、どんなものがあるのかという説明も欲しい。

新聞で小さな火事の記事を読むたびに、私たちは地域防災という見地からも、防げるものは積極的に防ぐ努力をしていかなければならないと改めて思う。



高見澤たか子 プロフィール

東京生まれ。ノンフィクション作家。高齢社会における社会福祉、住まい、人間関係などを中心に評論、講演活動。『終のすみかのつくり方』（集英社文庫）、『ごめんね、ぼくが病気になるって』（春秋社）など著書多数。

船舶に使用される繊維製品の 防火性の試験方法と判定基準

(公財)日本防火協会 技術部

住宅等建物と同様に航空機、船舶、自動車及び鉄道にも繊維製品が使用されているが、国内においてはこれらに使用される繊維製品は消防法の規制を受けず、異なる法体系で防火性が規定されている。

前回の航空機に引き続き、第2回は日本、米国及びEUにおける船舶（旅客船）の防火規制を紹介する。

●1974年の海上における人命の安全のための国際条約（1974年のSOLAS条約）

①条約概要

国際海事機関（International Maritime Organization：以下、IMOという。）で作成された1974年のSOLAS条約では、国際航行に従事する船舶に対して最低限の安全基準を規定している。船舶の防火に関する規定は、第2-2章「構造（防火並びに火災探知及び消火）」に定められており、可燃性材料の使用を制限することとしている。また、内装材等に使用される可燃性材料については、一定の防火性能を求めている。その防火基準や試験方法等の詳細事項に関しては、IMOから発行された火災試験方法コード（International Code for Application of Fire Test Procedures：以下、FTPコードという。）を参照しており、FTPコードを強制基準（Mandatory）として位置づけている。

評価試験機関は、1974年のSOLAS条約による火災安全要件に従って、船舶に設置される製品を承認する際に、FTPコードを使用しなければならない。

1974年のSOLAS条約締約国は国内法を本条約に準拠させることが求められる。なお、1974年のSOLAS条約は、国際航海に従事する船舶のみに適用され、以下のものには適用されない。

- ・ 軍艦及び軍隊輸送船
- ・ 総トン数500トン未満の貨物船
- ・ 推進が機械でされない船舶
- ・ 原始的構造の木船
- ・ 運送業に従業しない遊覧ヨット
- ・ 漁船

②対象製品

対象となる繊維製品を以下に示す。

- ・ カーテン及びその他吊り下げられる織物類（Suspended Textile）

- ・ フロアーカバー
- ・ 布張り家具
- ・ 寝具構成材 (Bedding Components)

③防災基準

1974年のSOLAS条約では満たすべき具体的な基準について別途規格を参照する等、以下の説明となっている。

- ・ カーテン及びその他吊り下げられる織物類はFTPコードPart 7に従い試験を実施し、耐火炎伝播性能が 0.8kg/m^2 のウール材料に劣らないものであること
- ・ フロアーカバーは低い火炎伝播特性であること
- ・ 布張り家具はFTPコードPart 8に従い試験を実施し、耐着火及び耐火炎伝播性能を有していること
- ・ 全ての寝具構成材はFTPコードPart 9に従い試験を実施し、耐着火及び耐火炎伝播性能を有していること

④試験方法

1974年のSOLAS条約では試験方法についての記載はなく、FTPコードを参照しており、対象となる製品の試験方法はFTPコードPart 7～Part 9で規定されている。

1) FTPコードPart 7「鉛直に支持される織物及びフィルムの試験」

【適用対象】

主として垂直に支持されるカーテン又はかけ布として使用される織物及びフィルムで、 0.8kg/m^2 のウールよりも耐火炎伝播性能が要求されるもの。

【試験手順】

<着火試験>

- ・ 試験サンプルは $220\text{mm} \times 170\text{mm}$ の大きさで、縦糸の方向に5個、横糸の方向に5個の計10個を用意する
- ・ 試験サンプルを温度 $23 \pm 3^\circ\text{C}$ 及び相対湿度 $65 \pm 5\%$ で24時間以上調湿する
- ・ 試験サンプルを取付け、その下部に綿を置く
- ・ 規定のバーナーの角度を水平にし、ピンが一番目の列の高さから 40mm 上方の布地 (Fabric) の中心で炎が接触するようにバーナーの高さを固定し、試験箱の戸を閉めてバーナーの先端が試験サンプルの面から 17mm の位置にバーナーを動かし5秒間接炎する
- ・ 5秒間接炎し、着火の持続が起きなかった場合は、新たな試験サンプルを取付け、15秒間同様に接炎する
- ・ 15秒間接炎しても着火の持続が起きなかった場合、バーナーの先端が試験サンプルの下縁の 20mm 下方の位置にバーナーを動かし、5秒間接炎する
- ・ 5秒間接炎し、着火の持続が起きなかった場合は、新たな試験サンプルを取付け、15秒間同様に接炎する
- ・ 接炎方法、接炎時間、残炎時間、炭化長さ、燃焼落下物による着火の有無、及び表面フラッシュの発生有無とその伝播長さを記録する

【判定基準】

以下の特性のうちいずれか1つ以上が示された場合は本条約の第2-2章に定義された製品として不適当とみなす。

- ・ 表面接炎で10個以上の試験サンプルについて、そのいずれかの試験サンプルの残炎時間が5秒以上
- ・ 表面接炎で10個以上の試験サンプルについて、そのいずれかの試験サンプルが端までの燃え抜けが見られる
- ・ 10個以上の試験サンプルについて、そのいずれかの試験サンプルの下部の綿に着火する
- ・ 表面接炎又は端接炎の各5個の試験サンプルからなる試験サンプル群のいずれかにおいて、平均炭化長が150mmを超える
- ・ 炭化の有無に関わらず、着火点から100mmを超えて表面フラッシュの炎の伝播が発生する

2) FTPコードPart 8「布張り家具の試験」

【適用対象】

耐着火及び耐火炎伝播性が要求される布張り家具。

【試験手順】

<たばこ試験>

- ・ 試験サンプルはカバー材及び内張りについては $800 \pm 10\text{mm} \times 650 \pm 10\text{mm}$ の大きさ、詰め物については $450 \pm 5\text{mm} \times 300 \pm 5\text{mm} \times 75 \pm 2\text{mm}$ (厚さ)の大きさのものと、 $450 \pm 5\text{mm} \times 150 \pm 5\text{mm} \times 75 \pm 2\text{mm}$ (厚さ) 大きさのものを2個用意する
- ・ 試験サンプルを試験直前の72時間は室内の環境に置き、その後少なくとも温度 $23 \pm 2^\circ\text{C}$ 及び相対湿度 $50 \pm 5\%$ で16時間以上調湿する
- ・ たばこに点火し、先が明るく赤熱するまで空気を通す
- ・ 点火したたばこを試験サンプルの垂直部分と水平部分の接続部に沿って置き、計時を開始し、燃焼の進行を観察する
- ・ くすぶり又は炎が1時間以内に観察された場合、試験サンプルを消火し、不合格と記録する
- ・ 1時間以内にくすぶり又は炎が見られない又はたばこの全長までくすぶりが到達しなかった場合、新しく点火したたばこをそれまで行った試験で出来た全ての跡から50mm以上離して置いて再試験をする
- ・ 外側から進行するくすぶりが観察されなかった場合、試験サンプルを解体し内部に進行するくすぶりがあるかを調べ、くすぶりがあった場合、試験サンプルを消火し、不合格とする

【判定基準】

2回の試験で炎や進行するくすぶりが1時間以上観察されない場合、又はくすぶりがたばこの全長に達しなかった場合は合格とする。

<プロパン炎試験>

- ・ 試験サンプルはカバー材及び内張りについては $800\pm 10\text{mm}\times 650\pm 10\text{mm}$ の大きさ、詰め物については $450\pm 5\text{mm}\times 300\pm 5\text{mm}\times 75\pm 2\text{mm}$ (厚さ)の大きさのものと、 $450\pm 5\text{mm}\times 150\pm 5\text{mm}\times 75\pm 2\text{mm}$ (厚さ) 大きさのものを2個用意する
- ・ 試験サンプルを試験直前の72時間は室内の環境に置き、その後少なくとも温度 $23\pm 2^{\circ}\text{C}$ 及び相対湿度 $50\pm 5\%$ で16時間以上調湿する
- ・ 規定のバーナーで座面部と背もたれ部の接合部に沿うように、炎が近接された側面又はそれまでに行った試験によってできた全ての跡から50mm以上離れるよう接炎し、計時を開始し、くすぶり又は炎を観察する (120秒以内に消滅した炎・残じん・発煙・くすぶりは無視する)
- ・ 接炎時間は 20 ± 1 秒間とする
- ・ 進行するくすぶり又は炎が見られた場合、試験サンプルを消火し、不合格と記録する
- ・ 進行するくすぶり又は炎が見られなかった場合、上記と同様に新たな位置で再試験をする
- ・ 外側から進行するくすぶりが観察されなかった場合、試験サンプルを解体し内部に進行するくすぶりがあるかを調べ、くすぶりがあった場合、試験サンプルを消火し、不合格とする

【判定基準】

2回の試験で炎や進行するくすぶりが観察されない場合は合格とする。

3) FTPコードPart 9「寝具類の試験」

【適用対象】

毛布、上掛け、ベッドカバー、枕及びマットレス (他のマットレスの上に用いる軽いマットレスを含む) のような寝具類 (ベッドドレープ及び羽毛布団は含む)。

シーツ、枕カバー、ボックススプリング、垂れ布 (ダストラップル) 及びベッドカーテンは適用されない。

【サンプリング】

- ・ マットレス： $450\text{mm}\times 350\text{mm}$ で厚みが公称値の全厚の大きさが4個以上得られるもの (カバー付のものはカバー付4個以上の計8個以上得られるもの)
- ・ 枕：完全な大きさのもの4個
- ・ 上記以外：各材料から $450\text{mm}\times 350\text{mm}$ の大きさ4個切り出す (製品がばらばらになる詰め物材料を使用している場合は端を縫うこと)

【試験手順】

<たばこ試験>

- ・ 試験サンプルを試験直前の72時間は室内の環境に置き、その後少なくとも温度 $23\pm 2^{\circ}\text{C}$ 及び相対湿度 $50\pm 5\%$ で16時間以上調湿する
- ・ マットレスは直接試験台に置く、毛布・枕・上掛け・薄くて軽いマットレスは試験台上にミネラルウールを置いたその上に置く

- ・ たばこに点火し、先が明るく赤熱するまで空気を通す
- ・ 点火したたばこを試験サンプルの上部に置き、計時を開始し、燃焼の進行を観察する
- ・ 縫目のあるサンプルについては、1つの試験は縫目に沿って試験を行い、それとは別の試験では可能であればなめらかな面上で試験を行う

<プロパン炎試験>

- ・ 試験サンプルを試験直前の72時間は室内の環境に置き、その後少なくとも温度 $23 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 及び相対湿度 $50 \pm 5\%$ で16時間以上調湿する
- ・ マットレスは直接試験台に置く、毛布・枕・上掛け・薄くて軽いマットレスは試験台上にミネラルウールを置いたその上に置く
- ・ 規定のバーナーで試験サンプルのいずれの端からも100mm以上離れた位置、それまで行った試験によってできた全ての跡から50mm以上離れた場所に20秒間接炎し、くすぶり又は炎を観察する
- ・ 縫目のあるサンプルについては、1つの試験は縫目に沿って試験を行い、それとは別の試験では可能であればなめらかな面上で試験を行う

【判定基準】

たばこ試験及びプロパン炎試験で以下の特性がいずれも見られなかった場合は合格とする。

<たばこ試験>

- ・ 1時間経過後に外部から検知可能な量の煙、発熱又は赤熱を生じた試験サンプル
- ・ 強制消火が必要な程に燃焼が拡大する様子を見せた試験サンプル
- ・ 試験時間内に試験サンプルのほとんどがくすぶりによって消費された試験サンプル、ただし、薄く軽いマットレス、上掛け、毛布等、厚さが25mm以下の試験サンプルについては、くすぶりが全厚に達しても許容される
- ・ 最終試験において、着火源の脱脂綿及び裸火の端が元来あった場所の再近接部からいずれかの水平方向に25mm以上変色以外のくすぶりの証拠が見られた試験サンプル

<プロパン炎試験>

- ・ 炎が発生した場合
- ・ 着火源を取り除いてから150秒を超えて炎が継続した試験サンプル
- ・ 強制消火が必要な程に燃焼が拡大する様子を見せた試験サンプル
- ・ 着火源を取り除いてから150秒以内にその66%超が燃焼により消費された試験サンプル
- ・ 試験時間内に試験サンプルのいずれかの側面又は全厚に達するまで燃焼した試験サンプル、ただし、薄く軽いマットレス、上掛け、毛布等、厚さが25mm以下の試験サンプルについては、いずれかの側面に達するまでに燃焼した試験サンプル

●日本

①法概要

日本は1974年のSOLAS条約の締約国であるため、国際航海に従事する船舶については本条約に準拠する必要がある。一方、それ以外の船舶については、国内法の規則を満たす必要がある。船舶の防火に関する事項として、船舶安全法の規定に基づき、船舶防火構造規則が定められている。更に、船舶の防火構造の基準を定める告示において防火規則の補完をしている。船舶防火構造規則及び船舶の防火構造の基準を定める告示では、第二章で「国際航海に従事する旅客船の防火構造」、第三章で「国際航海に従事しない旅客船の防火構造」を定めている。第二章は1974年のSOLAS条約に準拠しており、第三章は第二章を準用している。したがって、実質的に、国際航海に従事しない旅客船についても、基本的には1974年のSOLAS条約に準拠することになる。

②対象製品

船舶防火構造規則及び船舶の防火構造の基準を定める告示「可燃性材料の使用制限等」に旅客船の防災基準が規定されている。

対象となる繊維製品を以下に示す。

- ・ カーテン及びその他吊り下げられる織物類
- ・ 敷物
- ・ 布張り家具

③防災基準

船舶防火構造規則及び船舶の防火構造の基準を定める告示では満たすべき具体的な基準について以下の説明となっている。

- ・ カーテン及びその他吊り下げられる織物類は、炎の広がりを防げる性質が、0.8kg/m²の質量の羊毛品のものに劣らないと管海官庁が認めるものであること
- ・ 敷物は、炎の広がりを防げる性質が、質量の羊毛品のものに劣らないと管海官庁が認めるものであること
- ・ 布張り家具及び寝台は、着火及び炎の広がりを防げる性質を有する管海官庁が適当と認めるものであること

④試験方法

船舶防火構造規則及び船舶の防火構造の基準を定める告示では試験方法についての記載はない。

●米国

①法概要

米国において船舶の堪航性を規定する連邦法は、合衆国法典（United States Code：以下、USCという。）タイトル46船舶（Shipping）において主にまとめられている。技術要件等の詳細については、CFRタイトル46船舶（Shipping）において規定されている。

米国は1974年のSOLAS条約の締約国であるため、国際航海に従事する船舶については本条約に準拠する必要がある。

一方、国際航海に従事する以外の船舶については、46 CFRの規則を満たす必要がある。

CFRはサブチャプター（Subchapter）ごと（A～W）に分類されており、本調査の対象である「旅客船」については、以下のように区分される。

| サブチャプター | 区 分 |
|-----------|---|
| サブチャプター H | 旅客船 (Passenger Vessels) |
| サブチャプター K | 乗員150名超を運ぶ又は乗員49名超の宿泊を伴う小規模旅客船 (Small Passenger Vessels Carrying More Than 150 Passengers Or With Overnight Accommodations For More Than 49 Passengers) |
| サブチャプター T | 小規模旅客船 (総トン数100トン未満) (Small Passenger Vessels (Under 100 Gross Tons)) |

②旅客船（サブチャプター H）

1) 対象製品

46 CFR Part 72「船舶内の家具及び装飾品（Furniture and Furnishings）」に防災基準が規定されている。

対象となる繊維製品を以下に示す。

- ・ カーテン
- ・ じゅうたん・カーペット
- ・ 廊下・階段の覆い
- ・ 詰物・布張り

2) 防災基準

46 FAR Part 72では満たすべき具体的な基準について記載はなく、以下の説明となっている。

- ・ 全てのカーテンは承認された（Approved）難燃性布地（Fabrics）であること
- ・ 全てのじゅうたん・カーペットはウール又は同等の難燃性を有する材料であること
- ・ 廊下・階段の覆いは難燃性であること
- ・ 全ての詰物・布張り（ソファ等）は承認された難燃性材料であること

3) 試験方法

46 FAR Part 72では試験方法についての記載はない。

③小規模旅客船（サブチャプター K）

1) 対象製品

46 CFR Part 116「船舶内の内装仕上げ材（Interior Finish）、マットレス、及び家具及び装飾品（Furniture and Furnishings）」に防災基準が規定されている。

対象となる繊維製品を以下に示す。

- ・ 内装仕上げ材
- ・ マットレス
- ・ 布張り家具
- ・ カーテン及び類似品

- ・ じゅうたん・カーペット
- ・ 廊下・階段の覆い
- ・ 詰物・布張り

2) 防災基準

46 CFR Part 116では満たすべき具体的な基準について別途規格を参照する等、以下の説明となっている。

- ・ 内装仕上げ材は46 CFR part 164 をもとに承認されている、又はUL認証品で厚さ2mmを超えず、ASTM E 84に従い試験を実施し、火炎伝播速度が20を超えないこと及び発煙速度が10を超えないこと、又はUL 723に従い試験を実施したものであること
- ・ 全てのマットレスは16 CFR Part 1632、又はFTP Code Part 9に適合していること
- ・ 布張り家具はUL 1056又は46 CFR Part 72に適合していること
- ・ カーテン及び類似品の材料はNFPA 701に適合していること
- ・ じゅうたん・カーペットは100%ウール、又はASTM E 84に従い試験を実施し、炎伝播速度が75を超えない、100%ウールと同等な難燃性を有するものであること
- ・ 廊下・階段の覆いは難燃性であること
- ・ 全ての布張り（ソファ等）製品は承認された難燃性材料であること

3) 試験方法

46 CFR Part 116では試験方法についての記載はない。

④小規模旅客船（サブチャプター T）

1) 対象製品

46 CFR Part 177「船舶内のマットレス、家具及び装飾品（Furniture and Furnishings）」に防災基準が規定されている。

対象となる繊維製品を以下に示す。

- ・ マットレス
- ・ カーテン
- ・ 家具及び装飾品

2) 防災基準

46 CFR Part 177では満たすべき具体的な基準について別途規格を参照する等、以下の説明になっている。

- ・ 全てのマットレスは16 CFR Part 1632、又はFTP Code Part 9に適合していること
- ・ カーテンの布地はASTM E 84に従い試験を実施し、炎伝播速度が75を超えないこと
- ・ 家具及び装飾品は46 CFR 116（サブチャプター K）に適合させること

3) 試験方法

46 CFR Part 177では試験方法についての記載はない。

●EU

①法概要

EU (27カ国) は1974年のSOLAS条約の締約国であるため、国際航海に従事する船舶については本条約に準拠する必要がある。一方、それ以外の船舶については、EU法を満たす必要がある。旅客船については、旅客船の安全規則及び規格の整合のため Directive 2009/45/EC of the European Parliament and of the Council of 6 May 2009 on Safety Rules and Standards for Passenger Ships (以下、指令2009/45/ECという。) が制定されている。本指令で適用となる船舶は、旗国に関わらず国内航海に従事する旅客船 (12人を超える旅客を運送する船舶) となっている。

指令2009/45/ECの目的は、国内航海に従事する旅客船の安全性を国際航海に従事する客船と同じレベルに整合させることである。また、安全規格の主要な構成は、1974年のSOLAS条約やIMOによって採択された決議にすべきとしている。

②対象製品

指令2009/45/EC チャプターII-2「防火、火災探知及び消火 (Fire Protection, Fire Detection and Fire Extinction)」に旅客船の防災基準が規定されている。

対象となる繊維製品を以下に示す。

- ・ カーテン及びその他吊り下げられる織物類 (Suspended Textile)
- ・ フロアーカバー
- ・ 布張り家具
- ・ 寝具構成材 (Bedding Components)

③防災基準

指令2009/45/EC では満たすべき具体的な基準について別途規格を参照する等、以下の説明となっている。

- ・ 全てのカーテン及びその他吊り下げられる織物類はIMO Resolution A.471 (XII) 及びResolution A.563 (14) FTPコードPart 7に従い試験を実施し、耐火炎伝播性能が 0.8kg/m^2 のウール材料に劣らないものであること
- ・ 全てのフロアーカバーはウール材料の耐火炎伝播性能に劣らないものであること
- ・ 全ての布張り家具はIMO Resolution A.652 (16) の布張り家具のFTPコードPart 8に従い試験を実施し、耐着火及び耐火炎伝播性能を有していること
- ・ 全ての寝具構成材はFTPコードPart 9に従い試験を実施し、耐着火及び耐火炎伝播性能を有していること

④試験方法

指令2009/45/ECでは試験方法についての記載はない。

平成25年度事業報告書及び 決算報告書の概要

(公財)日本防災協会

平成26年6月4日(水)に開催された第15回理事会(定時)において平成25年度事業報告書(案)及び決算報告書(案)などが審議され、原案どおり可決されました。次いで6月23日(月)に開催された第7回評議員会(定時)において平成25年度事業報告書が報告され、また決算報告書(案)などが審議され、原案どおり可決されました。その概要は以下のとおりです。

平成25年度事業報告書

I 協会の概要

1 会員の現況

平成25年度中における会員の異動状況は次表のとおりである。

表1 会員の異動

| 区 分 | | 入 会 | 退 会 | 25年度末 |
|---------|-----|-----|-----|-------|
| 普通会員 | 団 体 | | | 14 |
| | 法 人 | 12 | 1 | 341 |
| 賛 助 会 員 | | 1 | | 4 |
| 合 計 | | 13 | 1 | 359 |

2 評議員会の開催状況

平成25年度における評議員会の開催状況は次のとおりである。

(1) 第4回評議員会(25年6月18日)

決議(承認)事項

- ・評議員会議長の選任について
- ・平成24年度決算報告書(案)について
- ・役員等の選任について

報告事項

- ・平成24年度事業報告書について

(2) 第5回評議員会(25年10月18日)

決議(承認)事項

- ・評議員会議長の選任について
- ・役員を選任について

報告事項

- ・平成25年度上半期事業の実施状況について
- ・前川ビルからの敷金返還について

(3) 第6回評議員会（26年3月24日）

決議（承認）事項

- ・評議員会議長の選任について
- ・評議員の選任について
- ・監事の選任について

報告事項

- ・平成25年度補正収支予算について
- ・平成26年度事業計画・収支予算について
- ・内部諸規程の改正について

3 理事会の開催状況

平成25年度における理事会の開催状況は次のとおりである。

(1) 第7回理事会（25年6月3日）

決議（承認）事項

- ・平成24年度事業報告書（案）について
- ・平成24年度決算報告書（案）について
- ・第4回評議員会（定時）の開催について（案）
- ・電子化システム整備等準備資産の設置に関する規程（案）について
- ・役員等候補者に関する情報について（案）

報告事項

- ・会員の異動について

(2) 第8回理事会（25年6月27日）

決議（承認）事項

- ・協会幹部職員の任免について

(3) 第9回理事会（25年9月27日）

決議（承認）事項

- ・理事長の選定について
- ・第5回評議員会の開催について（案）

(4) 第10回理事会（25年10月9日）

決議（承認）事項

- ・役員候補者に関する情報について（案）

報告事項

- ・平成25年度上半期事業の実施状況について
- ・前川ビルからの敷金返還について
- ・会員の異動について

(5) 第11回理事会（25年10月25日）

決議（承認）事項

- ・常務理事の選定について

(6) 第12回理事会（26年1月28日）

決議（承認）事項

- ・平成25年度補正収支予算（案）について

報告事項

- ・平成25年度10月以降の事業の実施状況について
- ・内部諸規程の改正について
- ・会員の異動状況について

(7) 第13回理事会（26年3月7日）

決議（承認）事項

- ・第6回評議員会の開催について（案）

(8) 第14回理事会 (26年3月19日)

決議 (承認) 事項

- ・平成25年度補正収支予算 (案) について
- ・平成26年度事業計画書 (案) について
- ・平成26年度収支予算 (案) について
- ・公益財団法人日本防災協会組織規則 (案) について
- ・公益財団法人日本防災協会就業規則 (案) について
- ・公益財団法人日本防災協会職員給与規程 (案) について
- ・役員等候補者に関する情報について (案)

報告事項

- ・平成25年度事業の実施状況について
- ・会員の異動状況について

4 評議員・役職員の状況

評議員・役員及び職員の状況は次のとおりである。

表2 評議員・役員の状況 (平成26年3月31日)

| 区 分 | 常 勤 | 非常勤 | 合 計 |
|-----|-----|-----|-----|
| 評議員 | | 25 | 25 |
| 理 事 | 4 | 11 | 15 |
| 監 事 | | 2 | 2 |

表3 職員の状況 (平成26年3月31日)

| 区 分 | 常 勤 | 非常勤 | 合 計 |
|-----|-----|-----|-----|
| 職 員 | 44 | 1 | 45 |

5 行事及び各種委員会

(1) 行事

ア 消防関係専門紙 (誌) に対する業務説明会の開催

平成25年7月2日に、消防関係専門紙 (誌) に対する平成25年度の業務説明会を開催した。

イ 予防広報委員会の開催

平成25年7月26日に、防火対象物等における火災予防対策の一環として、防災業務の役割及びその普及方法について協議するため、平成25年度の予防広報委員会を開催した。

ウ 防災関係功労者表彰式の開催

平成25年5月31日に、平成25年度の消防機器等関係者表彰式 ((一社) 全国消防機器協会会長表彰) が開催され、協会関係の功労者が表彰された。

平成25年11月1日に、平成25年度の消防機器開発普及功労者表彰式 (消防庁長官表彰) が開催され、協会関係の功労者が表彰された。

平成25年11月21日に、平成25年度の防災関係者表彰式が開催され、永年にわたり防災品の開発や普及に努め、防災関係の発展に多大な貢献をした功労者が表彰された。なお、協会関係の功労者表彰の状況は次表のとおりである。

表4 平成25年度防災関係者等表彰の状況

| 表彰の種類 | 表彰者 |
|---------------|--------|
| 防災関係者表彰 | 18人・2社 |
| 消防機器等関係者表彰 | 7人 |
| 消防機器開発普及功労者表彰 | 4人 |

エ 新年賀詞交歓会の開催

平成26年1月10日に会員相互の親睦と行政機関・諸団体との意見交換を目的とした新年賀詞交歓会を開催した。

(2) 各種委員会

ア 防災製品認定委員会

防災製品認定委員会を平成25年7月10日に開催した。

イ ISO/TC94/SC14国内対策委員会（消防隊員用個人防護装備）

ISO/TC94/SC14国内対策委員会を2回開催し、消防隊員用個人防護装備について日本の意見集約をした。

II 事業

1 共通事項

(1) 事業全般

防災品に係る防災性能確認等のための試験及び審査、防災品に係る防災表示ラベルの交付及び適正管理、防災品に係る品質管理検査及び確認並びに関連事業者への指導等、防災技術向上のための専門技術者講習会、防火・防災思想普及に関する広報及び防災講座等の諸活動、国内外の防災関係機関との情報交流・資料収集等及び防災に関する調査研究等の事業を実施するとともに、公益財団法人としての業務運営が円滑かつ適正に行われるよう協会内部規程等について必要な見直しを行った。

(2) 広報・普及業務

平成25年度においては、消防機関、防災ボランティア、住民防災組織、消費者団体、社会福祉団体、会員等と連携した防災品の普及の促進、住宅防火対策等の推進、防災品店舗情報の拡充を通じた防災品の普及、地域における展示会や各種イベントへの参加を通じた防災品の普及促進に努めた。

(3) 調査研究業務

防災品の防災性能の確認及び品質管理業務の推進並びに防災品の普及促進等を図るため、防災規制、防災性能試験、防災品普及の状況等の調査研究を実施し、調査結果をホームページ等で紹介するなど情報の提供に努めた。

(4) 部会活動

会員が中心となって防災品に係る諸課題を検討する場として部会（11部会）を設置しているが、各部会では、防災品の普及、使用方法、環境問題への対応、性能試験法等に関し、情報を交換し、防災品の改善に資することを目的として活動しており、平成25年度の開催状況は以下のとおりである。

表5 部会の開催状況

| 区 分 | 開催の状況 |
|-----------|------------|
| 重布染色加工部会 | 平成25年9月6日 |
| 寝具等部会 | 平成25年9月13日 |
| 広告幕部会 | 平成26年1月21日 |
| 布張家具等部会 | 平成25年8月8日 |
| 消防・防災用品部会 | 平成26年2月7日 |
| 防災薬剤部会 | 平成25年9月13日 |

2 広報・普及業務（公益目的事業・収益事業1）

- (1) 消防機関、防災ボランティア、住民防災組織、消費者団体、社会福祉団体、会員等と連携して防災品の普及促進を図った。
 - ア 防災品の普及に携わる消防職員、消防団員及び建物火災対策を推進する防火管理者、地域の防災ボランティア等を対象に防災に関する知識の習得及び防火・防災意識の高揚を目的とした防災講座を52回開催した。
 - イ 障がいを持つ児童等の自立支援の一環として京都府・大阪市の特別支援学校に、日本盲人福祉委員会を通して、また、被災地支援の一環として気仙沼・本吉地区に消防本部を通して防災品を寄贈した。
 - ウ 消防機関が地域住民を対象に実施する広報活動を支援のするための支援資機材を消防本部に提供した。
 - エ 中学生向けの防災品普及啓発用DVDを作成し、全国の消防本部等に2,600部配布した。
 - オ 消防機関、全国消防長会等が主催する各種会議に参加し防災に関する情報の提供、意見の交換等を行った。
 - カ 高層住宅の防災物品の使用実態調査結果を踏まえ、高層住宅向け普及啓発用ポスター・チラシを作成し、政令指定都市等の消防本部に35万枚配布した。
- (2) 協会のホームページに掲載中の防災品小口販売店舗情報について、拡充して情報を提供することで利便性を高め、防災品の普及を図った。
- (3) 広報誌「防災ニュース」を季刊発行し、消防本部から提供された防災品の奏効事例を継続的に掲載するなどして全国に情報提供した。
- (4) JR等全国の鉄道主要路線の車内戸袋部分に防災品普及啓発ステッカーを掲出した。
- (5) 国際福祉機器展2013、バリアフリー 2013、東京国際消防防災展2013、その他地域の各種イベントに参加し、防災品の普及促進・啓発活動を行った。
- (6) 既存の広報媒体（広報誌、展示用防災品パネル、ポスター、パンフレット、リーフレット等）を活用し、より多様な広報活動を展開して防火・防災意識の高揚及び防災品の普及啓発を図った。
- (7) 主婦を対象とした防災品に関する意識調査を主婦連合会に委託して実施した。

3 試験・技術業務

(1) 試験業務

ア 防災物品等の防災性能確認試験（公益目的事業）

登録表示者からの申請による防災性能を有することを確認するための試験を次表のとおり実施した。

表6 防災物品等の防災性能確認試験実施状況

| 防災物品等の種類 | 25年度 | 24年度 |
|----------|-------|-------|
| カーテン | 1,056 | 1,034 |
| 布製ブラインド | 149 | 196 |
| 工事用シート | 92 | 93 |
| 合板 | 7 | 14 |
| じゅうたん等 | 591 | 691 |
| 防災薬剤 | 3 | 2 |
| 合計 | 1,898 | 2,030 |
| 前年度比 (%) | 93.5 | — |

(注1) カーテンには、カーテンのほか暗幕、どん帳その他舞台において使用される幕を含む。

(注2) 24年度の件数は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの件数である。

以下の表において同じ。

イ 防災製品の防災性能確認試験（収益事業1）

防災製品の認定のため、防災性能を有することを確認するための試験を次表のとおり実施した。

表7 防災製品の防災性能確認試験実施状況

| 防災製品の種類 | | 25年度 | 24年度 |
|---------------------|------|--------|------|
| ①寝具類 | 側地類 | 42 | 27 |
| | 詰物類 | (中わた等) | |
| | | (羽毛) | |
| | ふとん類 | 30 | 60 |
| | 毛布類 | 35 | 53 |
| ② テント類 | } | 448 | } |
| ③ シート類 | | | |
| ④ 幕類 | | | |
| ⑤ 非常持出袋 | | 12 | 23 |
| ⑥ 防災頭巾等 | | 9 | 25 |
| ⑦ 防災頭巾等側地 | | 14 | 14 |
| ⑧ 防災頭巾等詰物類 | | 7 | 14 |
| ⑨ 衣服類 | 材料 | 1 | 0 |
| | 完成品 | 7 | 11 |
| ⑩ 布張家具等 | | 9 | 37 |
| ⑪ 布張家具等側地 | | 9 | 6 |
| ⑫ 自動車・オートバイ等のボディカバー | | 2 | 0 |
| ⑬ ローパーティションパネル | | 15 | 16 |
| ⑭ 襖紙・障子紙等 | | 0 | 0 |
| ⑮ 展示用パネル | | 21 | 37 |
| ⑯ 祭壇 | | 0 | 0 |
| ⑰ 祭壇用白布 | | 1 | 4 |
| ⑱ マット類 | | 3 | 6 |
| ⑲ 防護用ネット | | 11 | 8 |
| ⑳ 防火服 | | 5 | 5 |
| ㉑ 防火服表地 | | 1 | 3 |
| ㉒ 木製等ブラインド | | 4 | 5 |
| ㉓ 活動服 | | 7 | 3 |

| | | |
|-------------|-------|-----|
| ㊸ 災害用間仕切り等 | 0 | 6 |
| ㊹ 作業服 | 6 | 3 |
| 合 計 | 699 | 687 |
| 前 年 度 比 (%) | 101.7 | — |

- ウ 防災物品等の品質管理等に係る試験依頼の受託（公益目的事業）
登録表示者の品質管理等のための防災性能試験を次表のとおり実施した。

表8 防災物品等の品質管理等に係る試験依頼の受託実施状況

| 防災物品等の種類 | 25年度 | 24年度 |
|----------|-------|------|
| カーテン | 205 | 135 |
| 布製ブラインド | 66 | 30 |
| 工事用シート | 349 | 379 |
| 合 板 | 2 | 19 |
| じゅうたん等 | 342 | 254 |
| 防災薬剤 | 0 | 2 |
| 合 計 | 964 | 819 |
| 前年度比 (%) | 117.7 | — |

(注) カーテンには、カーテンのほか暗幕、どん帳その他舞台において使用される幕を含む。

- エ 防災製品の品質管理等に係る試験依頼の受託（収益事業1）
防災製品の品質管理等のための防災性能試験を次表のとおり実施した。

表9 防災製品の品質管理等に係る試験依頼の受託実施状況

| 防災製品の種類 | | 25年度 | 24年度 | |
|---------------------|------|--------|------|---|
| ①寝具類 | 側地類 | 5 | 5 | |
| | 詰物類 | (中わた等) | 1 | 0 |
| | | (羽 毛) | 0 | 0 |
| | ふとん類 | 22 | 10 | |
| | 毛布類 | 12 | 1 | |
| ② テント類 | } | 423 | } | |
| ③ シート類 | | | | |
| ④ 幕 類 | | | | |
| ⑤ 非常持出袋 | | 3 | 3 | |
| ⑥ 防災頭巾等 | | 0 | 1 | |
| ⑦ 防災頭巾等側地 | | 0 | 4 | |
| ⑧ 防災頭巾等詰物類 | | 0 | 1 | |
| ⑨ 衣服類 | 材料 | 0 | 3 | |
| | 完成品 | 1 | 2 | |
| ⑩ 布張家具等 | | 15 | 9 | |
| ⑪ 布張家具等側地 | | 3 | 5 | |
| ⑫ 自動車・オートバイ等のボディカバー | | 0 | 0 | |
| ⑬ ローパーティションパネル | | 9 | 12 | |
| ⑭ 襖紙・障子紙等 | | 4 | 0 | |
| ⑮ 展示用パネル | | 27 | 18 | |
| ⑯ 祭 壇 | | 0 | 0 | |

| | | |
|-------------|-------|-----|
| ⑰ 祭壇用白布 | 0 | 0 |
| ⑱ マット類 | 0 | 0 |
| ⑲ 防護用ネット | 11 | 9 |
| ⑳ 防火服 | 4 | 1 |
| ㉑ 防火服表地 | 0 | 1 |
| ㉒ 木製等ブラインド | 3 | 3 |
| ㉓ 活動服 | 0 | 4 |
| ㉔ 災害用間仕切り等 | 4 | 0 |
| ㉕ 作業服 | 0 | 4 |
| 合 計 | 547 | 369 |
| 前 年 度 比 (%) | 148.2 | — |

オ その他の依頼試験（収益事業1）

防災物品、防災製品以外のものの防災性能試験及び防災物品、防災製品の防災性能確認試験・品質管理等の試験以外の試験を次表のとおり実施した。

表10 その他の試験実施状況

| 試験品事例 | 25年度 | 24年度 |
|---------------|-------|------|
| 椅子張地 | 55 | 6 |
| 椅子詰物 | 32 | 4 |
| 難燃性フィルター | 11 | 2 |
| カーテン | 5 | 14 |
| 造花用素材 | 0 | 7 |
| 仮設、仮囲い用パネル | 5 | 1 |
| アルミ箔・紙貼合品 | 3 | 3 |
| メッシュシート | 3 | 3 |
| 軟質遮音シート | 3 | 0 |
| 布地シート | 3 | 3 |
| 風呂敷 | 0 | 2 |
| 難燃性ポリエステル不織布 | 0 | 2 |
| 防草シート（長繊維不織布） | 0 | 2 |
| 作業服（材料） | 0 | 2 |
| プリンター | 1 | 0 |
| 仮設用防音パネル | 1 | 0 |
| 救助袋（外筒布） | 1 | 0 |
| 救助袋（垂直式本体布） | 1 | 0 |
| 銅 板 | 1 | 0 |
| 不織布（エアフィルター） | 1 | 2 |
| 舞台用ダンボール | 1 | 0 |
| 壁面緑化用ネット | 0 | 1 |
| 水酸化アルミニウム紙 | 0 | 1 |
| 照明器具カバー | 0 | 1 |
| 人工樹木の素材 | 0 | 1 |
| 合 計 | 127 | 57 |
| 前 年 度 比 (%) | 222.8 | — |

- カ 防災製品の試験方法の一部見直しの検討（収益事業1）
 火源としてメセナミンを使用する試験方法において、試験体の下敷きとして使用されている金網をセラミックシートに変更した場合の試験結果に与える影響などを検討した。
- キ 東京試験室と大阪試験室の連携強化等による試験業務の迅速化（公益目的事業・収益事業1）
 東京試験室と大阪試験室の連携を強化し、試験業務、特に品質管理等に係る試験の業務処理の一層の迅速化を図り納期の短縮に努めた。
- ク 大阪試験室整備計画の検討（公益目的事業・収益事業1）
 試験件数増大に対応するために大阪試験室の試験機類、設備、部屋等の拡充計画を検討した。
- (2) 技術業務
- ア カーテンの防災性能の経年変化継続調査（公益目的事業）
 4年経過（実使用）したカーテンの防災性能試験を実施した。大きな変化は見られなかった。
- イ 国内外の防災規制・規格等の情報収集と情報提供
 (ア) カーテン、じゅうたん、布張り家具及びパジャマの海外防災規制・規格について、防災ニュースで情報提供を行った。（公益目的事業・収益事業1）
 (イ) 防災薬剤HBCD及びDBDEについて、国内・海外の規制動向の情報収集を行い、関係部会やホームページで情報提供を行った。（公益目的事業）
 (ウ) 家電等に使用されるプラスチックの国内外の難燃規制・規格・試験方法に関する調査を行った。（収益事業1）
 (エ) 鉄道及び自動車の内装用繊維製品に関する国内外の法規制等の調査を行った。（収益事業1）
- ウ 防災製品の開発及び防災性能基準の検討（収益事業1）
 張替用布張家具等側地の検証試験結果を分析し、関連基準・規程の改正を行い、防災製品認定委員会の承認を得て、新規の防災製品として平成25年9月に認定業務を開始した。
- エ ISO/TC94/SC14等消防隊員用個人防護装備への対応（収益事業1）
 ISO/TC94/SC14の国内対策委員会の事務局を務め、関連する国際投票案件の審議・投票に対応した。
- オ 防災物品等の新規登録、登録失効及び再登録の状況（公益目的事業）
 防災物品等の新規登録、登録失効及び再登録の状況は次表のとおりである。

表11 防災物品等の新規登録、登録失効及び再登録の状況

| 防災物品等の種類 | 新規登録件数 | 登録失効件数 | 25年度末有効登録件数 | | 24年度末有効件数 |
|----------|--------|--------|-------------|-------|-----------|
| | | | | 再登録件数 | |
| カーテン | 834 | 1,149 | 6,391 | 1,393 | 6,706 |
| 布製ブラインド | 126 | 160 | 1,552 | 399 | 1,586 |
| 工事用シート | 79 | 64 | 592 | 125 | 577 |
| 合板 | 6 | 1 | 136 | 59 | 131 |
| じゅうたん等 | 539 | 516 | 6,584 | 1,662 | 6,561 |
| 防災薬剤 | 3 | 5 | 62 | 27 | 64 |
| 合計 | 1,587 | 1,895 | 15,317 | 3,665 | 15,625 |
| 前年度比 (%) | 93.8 | 139.4 | 98.0 | 112.7 | — |

(注) カーテンには、カーテンのほか暗幕、どん帳その他舞台において使用される幕を含む。

カ 防災製品の新規認定、認定失効及び認定更新の状況（収益事業1）

防災製品の新規認定、認定失効及び認定更新の状況は次表のとおりである。

表12 防災製品の新規認定、認定失効及び認定更新の状況

| 防災製品の種類 | | 新規認定件数 | 認定失効件数 | 25年度末有効認定件数 | | 24年度末有効認定件数 |
|--------------------|-------|--------|---------|-------------|---------|-------------|
| | | | | 認定更新件数 | | |
| ①寝具類 | 側地類 | 7 | 14 | 136 | 2 | 143 |
| | 詰物類 | | 18 | 63 | | 81 |
| | ふとん類 | 19 | 55 | 316 | 71 | 352 |
| | 毛布類 | 29 | 10 | 138 | 6 | 119 |
| ② テント類 | } 354 | } 241 | } 2,308 | } 363 | } 2,195 | |
| ③ シート類 | | | | | | |
| ④ 幕 類 | | | | | | |
| ⑤ 非常持出袋 | 5 | 0 | 74 | 5 | 69 | |
| ⑥ 防災頭巾等 | 4 | 10 | 86 | 22 | 92 | |
| ⑦ 防災頭巾等側地 | 4 | 1 | 49 | 4 | 46 | |
| ⑧ 防災頭巾等詰物類 | 1 | 0 | 15 | 0 | 14 | |
| ⑨ 衣服類 | 4 | 4 | 53 | 2 | 53 | |
| ⑩ 布張家具等 | 9 | 38 | 135 | 16 | 164 | |
| ⑪ 布張家具等側地 | 6 | 39 | 144 | 25 | 177 | |
| ⑫ 自動車・オーバイ等のボディカバー | 0 | 2 | 11 | 8 | 13 | |
| ⑬ ローパーティションパネル | 11 | 42 | 209 | 8 | 240 | |
| ⑭ 襖紙・障子紙等 | 0 | 1 | 14 | 5 | 15 | |
| ⑮ 展示用パネル | 15 | 13 | 91 | 8 | 89 | |
| ⑯ 祭 壇 | 1 | 0 | 3 | 0 | 2 | |
| ⑰ 祭壇用白布 | 1 | 0 | 5 | 0 | 4 | |
| ⑱ マット類 | 3 | 0 | 12 | 0 | 9 | |
| ⑲ 防護用ネット | 8 | 0 | 115 | 14 | 107 | |
| ⑳ 防火服 | 6 | 6 | 44 | 0 | 44 | |
| ㉑ 防火服表地 | 0 | 2 | 9 | 0 | 11 | |
| ㉒ 木製等ブラインド | 3 | 3 | 37 | 0 | 37 | |
| ㉓ 活動服 | 3 | 0 | 6 | 0 | 3 | |
| ㉔ 災害用間仕切り等 | 3 | 0 | 10 | 0 | 7 | |
| ㉕ 作業服 | 3 | 0 | 7 | 0 | 4 | |
| 合 計 | 499 | 499 | 4,090 | 559 | 4,090 | |
| 前 年 度 比 (%) | 108.0 | 285.1 | 100.0 | 257.6 | — | |

4 品質管理等業務

(1) 確認検査・審査の実施

登録確認機関として確認業務における品質管理に関し実施した確認検査・審査件数は次表のとおりである。(公益目的事業)

表13 品質管理に関する確認検査・審査の状況

| 区 分 | 25年度件数 | 25年度末登録件数 | 24年度件数 |
|-------|--------|-----------|--------|
| 製造業 | 32 | 548 | 25 |
| 防災処理業 | 10 | 889 | 21 |

| | | | |
|-----------|-------|--------|-----|
| 輸入販売業 | 33 | 735 | 35 |
| 裁断・施行・縫製業 | 267 | 30,685 | 218 |
| 合 計 | 342 | 32,857 | 299 |
| 前年度比 (%) | 114.4 | — | — |

(2) 品質管理の推進

ア 防災事業者による品質管理状況の点検強化の推進（公益目的事業・収益事業1）
 自社における品質管理の適正化のための点検の実施及び品質改善の指導を推進した。

イ 抜取・試買の実施

(ア) 「防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程」に基づき、次表のとおり防災物品の抜取及び市販品を試買し、防災性能確認試験を実施するとともに、不適合発生事業者に対して品質改善指導を推進した。（公益目的事業）

表14 防災物品の抜取・試買（試験）の実施状況

| 防災物品の種類 | 25年度件数 | | | 24年度件数 |
|----------|--------|--------|-------|--------|
| | 抜取試験件数 | 試買試験件数 | 合計件数 | |
| カーテン | 81 | 350 | 431 | 394 |
| 布製ブラインド | 17 | 6 | 23 | 28 |
| 工事用シート | 38 | 11 | 49 | 55 |
| 合 板 | 1 | 65 | 66 | 78 |
| じゅうたん等 | 28 | 0 | 28 | 40 |
| 合 計 | 165 | 432 | 597 | 595 |
| 前年度比 (%) | — | — | 100.3 | — |

(イ) 「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」に基づき、次表のとおり防災製品の抜取及び市販品を試買し、防災性能確認試験を実施するとともに、不適合発生事業者に対して品質改善指導を推進した。（収益事業1）

表15 防災製品の抜取・試買（試験）の実施状況

| 防災製品の種類 | | 25年度実施件数 | | | 24年度実施件数 |
|---------------------|---------|----------|--------|------|----------|
| | | 抜取試験件数 | 試買試験件数 | 合計件数 | |
| ① 寝具類 | 敷布・カバー類 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | 敷きふとん | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 枕 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 毛布 | 6 | 0 | 6 | 6 |
| ④ 幕 類 | 屋外用 | 78 | 6 | 84 | 86 |
| | 屋内用 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| ⑤ 非常持出袋 | | 0 | 1 | 1 | 4 |
| ⑥ 防災頭巾等 | | 2 | 1 | 3 | 5 |
| ⑨ 衣服類 | | 1 | 0 | 1 | 1 |
| ⑪ 布張家具等側地 | | 1 | 0 | 1 | 0 |
| ⑫ 自動車・オートバイ等のボディカバー | | 1 | 0 | 1 | 1 |
| ⑮ 展示用パネル | | 2 | 0 | 2 | 2 |
| ⑲ 防護用ネット | | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 合 計 | | 96 | 8 | 104 | 108 |
| 前年度比 (%) | | — | — | 96.3 | — |

ウ 抜取・試買不適合への対応（公益目的事業）

平成25年12月に最近の不適合品の状況に鑑み、消防庁より防災性能確認業務の運用を改善するとともに防災性能の劣るものの回収のための必要な措置を行うよう指導を受け、当協会としては回収の対象を精査するために再検査を行った。平成26年2月5日消防庁より自主回収の対象となる4事業者の7品について公表が行われた。

防災性能確認業務の運用については既に見直しを行ったが、今後、改善指導の方法についても登録事業者に対する指導をさらに強化し、自主管理の徹底を促すとともに、当協会としても品質管理の徹底を図って、防災品の信頼確保に努めることとしている。

エ 定期調査の実施

(ア) 登録表示者に対する定期調査の実施状況は次表のとおりである。（公益目的事業）

表16 登録表示者に対する定期調査の実施状況

| 区 分 | 製造業・防災処理業 | 輸入販売業 | 合 計 |
|----------|-----------|-------|-----|
| 25年度実施件数 | 68 | 30 | 98 |
| 24年度実施件数 | 83 | 39 | 122 |

(イ) 防災製品認定事業所48社（24年度27社）に対して定期調査を実施した。

（収益事業1）

オ 防災品ラベル等の交付業務

防災品ラベル等の交付に当たり、その発行を適正に、かつ効率的に行った。

(ア) 防災物品ラベル等の交付状況は次表のとおりである。（公益目的事業）

表17 防災物品ラベル等の交付状況

（単位：千枚）

| 防災物品等の種類 | 25年度交付枚数 | 24年度交付枚数 |
|----------|----------|----------|
| カーテン | 11,167 | 9,912 |
| 布製ブラインド | 1,435 | 1,283 |
| 工事用シート | 7,731 | 6,120 |
| 合 板 | 1,100 | 1,034 |
| じゅうたん等 | 1,599 | 1,367 |
| 防災薬剤 | 1 | 1 |
| 合 計 | 23,033 | 19,717 |
| 前年度比 (%) | 116.8 | — |

(注) カーテンには、カーテンのほか暗幕、どん帳その他舞台において使用される幕を含む。

(イ) 防災製品ラベルの交付状況は次表のとおりである。（収益事業1）

表18 防災製品ラベルの交付状況

（単位：千枚）

| 防災製品の種類 | 平成25年度交付枚数 | 平成24年度交付枚数 |
|------------|------------|------------|
| ① 寝具類 | 1,019 | 1,114 |
| ② テント類 | 9,056 | 8,307 |
| ③ シート類 | | |
| ④ 幕 類 | | |
| ⑤ 非常持出袋 | 148 | 257 |
| ⑥ 防災頭巾等 | 549 | 786 |
| ⑦ 防災頭巾等側地 | | |
| ⑧ 防災頭巾等詰物類 | | |

| | | |
|---------------------|--------|--------|
| ⑨ 衣服類 | 13 | 39 |
| ⑩ 布張家具等 | 71 | 70 |
| ⑪ 布張家具等側地 | | |
| ⑫ 自動車・オートバイ等のボディカバー | 66 | 66 |
| ⑬ ローパーティションパネル | 0 | 4 |
| ⑭ 襖紙・障子紙等 | 1 | 0 |
| ⑮ 展示用パネル | 9 | 8 |
| ⑯ 祭壇 | 56 | 27 |
| ⑰ 祭壇用白布 | | |
| ⑱ マット類 | | |
| ⑲ 防護用ネット | 164 | 140 |
| ⑳ 防火服 | 18 | 10 |
| ㉑ 防火服表地 | | |
| ㉒ 木製等ブラインド | 10 | 4 |
| ㉓ 活動服 | 2 | 0 |
| ㉔ 災害用間仕切り等 | 1 | 1 |
| ㉕ 作業服 | 51 | 0 |
| ①～㉕の材料 | 76 | 78 |
| 合 計 | 11,308 | 10,911 |
| 前年度比 (%) | 103.6 | — |

(注) 千枚未満を四捨五入しているため、合計と合わない場合がある。

5 防災技術講習事業

(1) 防災加工専門技術者講習会の開催 (収益事業2)

防災加工専門技術者に必要な知識及び技能を習得するための講習会を「防災加工専門技術者講習会規程」に基づき実施した。防災加工専門技術者講習会の受講状況は次表のとおりである。

表19 防災加工専門技術者講習会の受講等状況 (単位：人)

| 区 分 | 25年度 | 25年度末累計 | 24年度 |
|---------|------|---------|------|
| 受講者数 | 86 | 7,919 | 95 |
| 合格者数 | 82 | 6,403 | 90 |
| 合格率 (%) | 95.3 | 80.9 | 94.7 |

(2) 防災加工専門技術者再講習会の開催 (収益事業2)

「防災加工専門技術者講習会規程」に基づき、講習修了証の交付を受けた者が防災に関する知識及び技能の更新に即応するため、修了証取得後5年以内に1回受講する再講習会を実施し、合計166名 (24年度186名) が受講した。

(3) 技術等研修会の実施状況 (公益目的事業)

防災性能試験実地研修会の開催

登録表示者を対象に東京試験室及び大阪試験室において、各1回防災性能試験実地研修会を実施し、14名 (24年度14名) の登録表示者が参加した。

賃借対照表

平成26年3月31日現在

単位：円

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 |
|---------------|---------------|---------------|--------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1 流動資産 | | | |
| 現金預金 | 47,600,231 | 39,636,306 | 7,963,925 |
| 未収税金 | 89,426,594 | 68,510,234 | 20,916,360 |
| 未収消費税 | | 688,469 | △ 688,469 |
| 前払金 | 4,360,483 | 4,302,632 | 57,851 |
| 貯蔵品 | 13,924,512 | 11,075,607 | 2,848,905 |
| 貸倒引当金 | | △ 133,444 | 133,444 |
| 流動資産合計 | 155,311,820 | 124,079,804 | 31,232,016 |
| 2 固定資産 | | | |
| (1) 基本財産 | | | |
| 定期預金・有価証券 | 670,000,000 | 670,000,000 | 0 |
| 基本財産合計 | 670,000,000 | 670,000,000 | 0 |
| (2) 特定資産 | | | |
| 退職給付引当資産 | 100,804,473 | 105,470,115 | △ 4,665,642 |
| 電子化システム整備準備資産 | 76,487,500 | 76,487,500 | 0 |
| 特定資産合計 | 177,291,973 | 181,957,615 | △ 4,665,642 |
| (3) その他固定資産 | | | |
| 借室造作 | 46,911,546 | 56,494,355 | △ 9,582,809 |
| 器具備品 | 16,027,917 | 16,008,112 | 19,805 |
| ソフトウェア | 15,946,125 | 21,388,012 | △ 5,441,887 |
| 敷金 | 41,044,404 | 50,274,404 | △ 9,230,000 |
| その他固定資産合計 | 119,929,992 | 144,164,883 | △ 24,234,891 |
| 固定資産合計 | 967,221,965 | 996,122,498 | △ 28,900,533 |
| 資産合計 | 1,122,533,785 | 1,120,202,302 | 2,331,483 |
| II 負債の部 | | | |
| 1 流動負債 | | | |
| 未払金 | 41,820,521 | 53,854,949 | △ 12,034,428 |
| 未払消費税 | 9,740,200 | 2,187,169 | 7,553,031 |
| 前受金 | 100,000 | 100,625 | △ 625 |
| 預り金 | 1,952,176 | 4,255,649 | △ 2,303,473 |
| 短期借入金 | | 30,000,000 | △ 30,000,000 |
| 賞与引当金 | 15,183,981 | | 15,183,981 |
| 未払法人税等引当金 | 11,016,400 | | 11,016,400 |
| 流動負債合計 | 79,813,278 | 90,398,392 | △ 10,585,114 |
| 2 固定負債 | | | |
| 退職給付引当金 | 115,493,000 | 134,181,000 | △ 18,688,000 |
| 固定負債合計 | 115,493,000 | 134,181,000 | △ 18,688,000 |
| 負債合計 | 195,306,278 | 224,579,392 | △ 29,273,114 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 1 一般正味財産 | 927,227,507 | 895,622,910 | 31,604,597 |
| (うち基本財産への充当額) | (670,000,000) | (670,000,000) | 0 |
| (うち特定資産への充当額) | (76,487,500) | (76,487,500) | 0 |
| 正味財産合計 | 927,227,507 | 895,622,910 | 31,604,597 |
| 負債及び正味財産合計 | 1,122,533,785 | 1,120,202,302 | 2,331,483 |

正味財産増減計算内訳表

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

単位：円

| 科 目 | 公益目的事業 会計 | 収益事業等会計 | | | 法人会計 | 内部取引消去 | 合 計 |
|----------------|--------------|-----------------|--------------|-----|-------------|--------|-------------|
| | | 防災物品 開発・管理事業 | 防災技術 講習事業 | 共 通 | | | |
| I 一般正味財産増減の部 | | | | | | | |
| 1 経常増減の部 | | | | | | | |
| (1) 経常収益 | | | | | | | |
| ①基本財産運用利益 | 2,165,906 | | | | 884,665 | | 3,050,571 |
| ②受取会費 | 19,072,500 | | | | 19,072,500 | | 38,145,000 |
| ③事業収益 | 563,532,644 | 257,597,318 | 4,277,700 | | | | 825,407,662 |
| ④雑収益 | 695,005 | 826,992 | | | | | 1,521,997 |
| 経常収益計 | 585,466,055 | 258,424,310 | 4,277,700 | | 19,957,165 | | 868,125,230 |
| (2) 経常費用 | | | | | | | |
| ①事業費 | 581,393,798 | 216,808,956 | 4,024,329 | | | | 802,227,083 |
| ②管理費 | | | | | | | 22,641,770 |
| 経常費用計 | 581,393,798 | 216,808,956 | 4,024,329 | | 22,641,770 | | 824,868,853 |
| 当期経常増減額 | 4,072,257 | 41,615,354 | 253,371 | | △ 2,684,605 | | 43,256,377 |
| 2 経常外増減の部 | | | | | | | |
| (1) 経常外収益 | 17,862,433 | | | | | | 17,862,433 |
| (2) 経常外費用 | 584,564 | 17,659,878 | 253,371 | | | | 18,497,813 |
| 当期経常増減額 | 17,277,869 | △ 17,659,878 | △ 253,371 | | | | △ 635,380 |
| 税引当期一般正味財産増減額 | 21,350,126 | 23,955,476 | | | △ 2,684,605 | | 42,620,997 |
| 法人税等充当額 | | 11,016,400 | | | | | 11,016,400 |
| 税引後当期一般正味財産増減額 | 21,350,126 | 12,939,076 | | | △ 2,684,605 | | 31,604,597 |
| 一般正味財産期首残高 | 626,430,671 | 47,490,058 | 1,848,236 | | 219,853,945 | | 895,622,910 |
| 一般正味財産期末残高 | 647,780,797 | 60,429,134 | 1,848,236 | | 217,169,340 | | 927,227,507 |
| 正味財産期末残高 | 647,780,797 | 60,429,134 | 1,848,236 | | 217,169,340 | | 927,227,507 |

バリアフリー展 出展報告

(公財)日本防災協会 広報室

平成26年4月17日(木)から19日(土)までインテックス大阪において「バリアフリー2014」が開催されました。

“高齢者・障害者の快適な生活を提案する総合福祉展”として(社福)大阪府社会福祉協議会・テレビ大阪が主催しているもので、介護・病院・施設職員をはじめ、障害者とその家族、学生、住宅関連企業の方々を中心に、毎年9万人以上の方が来場される大きなイベントです。今年の入場者数は96,005人(主催者発表)となりました。



当協会は、昨年に引き続き、展示ブースを出展し防災品の広報を行いました。

協会ブースでは各種防災品の展示、防災品説明パネル、DVD映像、燃焼比較実験を行い、大勢の方に防災の効果を確認していただく事ができました。

また、今回はじめてタブレット端末を使用して防災品の認知度アンケート

(1,218名)を取り、一般の方がどれ位防災品を知って(使って)いただいているのかを調査しました。

アンケートに参加された方には“くじ引き抽選”を行い、景品として防災製品や協会ノベルティを用意したところ大変好評でした。

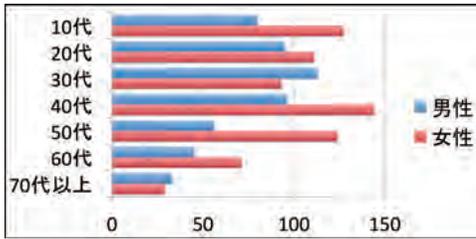
毎回どの展示会でも、「防災品を見て良いと思っても売っている所が分からない。協会で購入できますか？」などのご質問を受けますので、昨年に引き続き、インターネットに接続したノートパソコンにより、当協会ホームページの「防災品取扱店検索」を来場者に閲覧していただき、大変好評でした。

超高齢化社会と言われ、単身世帯の増加など自分の安全は自分で守る事が出来るように日頃から心がけて準備をしておくことが重要ではないでしょうか。これからも協会では住宅防火に防災品が必要だと展示会などを通して広報してまいります。

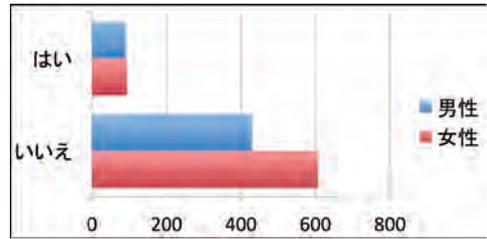


認知度アンケート

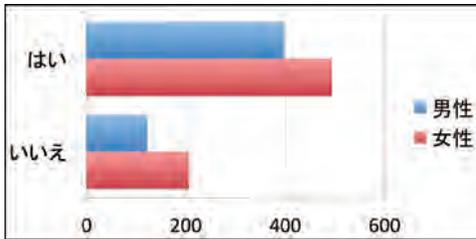
1. あなたの年齢は？（回答は1つ）



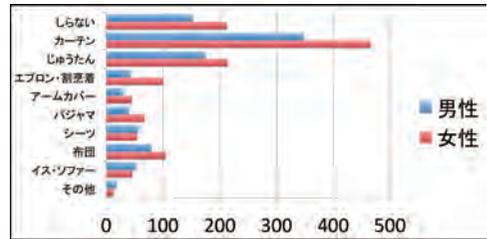
4. 防災製品ラベルをご存知ですか



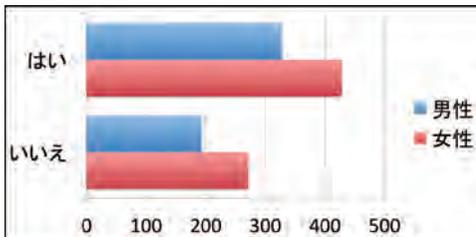
2. 「防災」という言葉を知っていますか



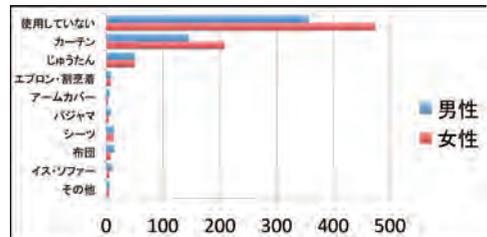
5. 防災品を知っていますか



3. 防災物品ラベルをご存知ですか



6. 防災品をすでにお使いですか



1. 回答者全体の年齢内訳では、40代が最も多い。

男女別で見ると30代・70代以外の年代では女性の割合が高く、特に50代女性の割合が高い。

2. 7割程度の回答者が「防災」という言葉を知っていると回答しています。

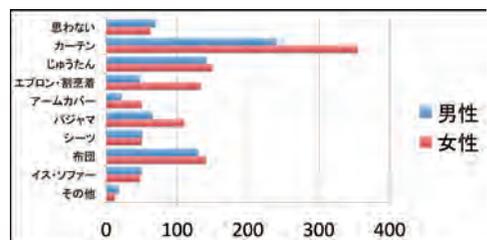
3. 6割程度の回答者が防災物品ラベルを知っていると回答しています。

4. 1.5割程度の回答者が防災製品ラベルを知っていると回答しています。

5. 7割程度の回答者が何らかの防災品を知っていると回答しています。最も多かったのはカーテンです。

6. 7割程度の回答者が防災品を使用していないと回答しています。最も多

7. 防災品を使ってみたい（購入したい）と思いますか



かった使用している防災品はカーテンです。

7. 9割程度の回答者が何らかの防災品を使ってみたい（購入したい）と回答しています。

※「知らない」以外は複数回答可

平成26年度消防機器等関係者表彰式 （（一社）全国消防機器協会会長表彰式） 開催される

（公財）日本防災協会 総務部

平成26年度消防機器等関係者表彰式が平成26年5月29日（木）にスクワール麹町「芙蓉の間」で開催され、消防機器、消防設備等の分野でそれぞれ功績のあった方々が表彰されました。

平成26年度消防機器等関係者表彰について

消防機器等関係者表彰は、①消防用機械器具等に関する発明、考察又は技術の向上若しくは普及に貢献し、他の模範となる者、②協会又は工業会等の業務の推進又は拡充に努め、その功績顕著である者、③企業等の近代化又は経営の合理化に努め、他の模範となる者を一般社団法人全国消防機器協会会長が表彰するもので、平成26年度は48名の方が受賞されました。防災関係では7名の方が受賞されましたので紹介します。



このうち、防災関係での栄えある受賞者は次の方々です。

平成26年度消防機器等関係者表彰受賞者（防災関係のみ）

| 氏名 | 所属 | 役職 |
|------|-----------------------------------|---------------|
| 澤村温也 | モルザ株式会社 | 代表取締役社長 |
| 最川治久 | 株式会社モガワ | 代表取締役社長 |
| 大塚慶二 | ハイランドテクノ株式会社 | 顧問 |
| 平出喜照 | 合板技研株式会社 | 代表取締役社長 |
| 高橋雅信 | 日本毛織（株） | 衣料繊維事業本部技術部主席 |
| 白井利明 | 日本室内装飾事業協同組合連合会 （三河室内装飾事業協同組合） | 監事（理事） |
| 高木重光 | 株式会社チサト （日本テントシート工業組合連合会） | 代表取締役 |

表彰式では、一般社団法人全国消防機器協会 北爪敬治会長の式辞の後、同会長からそれぞれの受賞者に対して賞状が授与されました。次いで来賓を代表して、大石利雄消防庁長官（市橋保彦消防庁次長が代読）、日本消防検定協会理事長、一般財団法人日本消防設備安全センター理事長がそれぞれ祝辞を述べられました。

— 消防機関の皆さまへ —

防災物品・防災製品の普及・奏効例を

☆お知らせください☆



防災物品（カーテン、暗幕、どん帳、布製ブラインド、じゅうたん等、展示用合板、舞台において使用する幕および大道具用の合板、工事用シート）、**防災製品**（寝具類、衣服類、テント類、シート類、幕類、自動車・バイク等のボディカバー、布張家具等、防護用ネットほか）の普及活動事例及び火災をくい止めた実例を「防災ニュース」誌上でご紹介したいので、ぜひご一報ください。

（公財）日本防災協会 広報室

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル
TEL 03-3246-1661 FAX 03-3271-1692
広報室メールアドレス:bouen-koho@fra.or.jp

予防広報委員会開催される

(公財)日本防災協会

日本防災協会は、平成26年6月11日（水）15時から、東京国際フォーラム・ガラス棟5階G510会議室において、予防広報委員会を開催しました。

同委員会は、防火対象物における火災予防対策の一環として防災業務の役割及びその普及方法について検討するため、当協会が設置しているもので、新井理事長の挨拶の後、議題に沿って説明と意見交換が行われました。

各委員からの報告の中には各都市における防災品の奏効事例が含まれていました。これら奏効事例については、今後、防災ニュースで順次紹介してまいります。



1 議題

- (1) 平成25年度事業報告
- (2) 防災品（防災物品、防災製品）のラベル交付実績
- (3) 平成26年度事業計画の概要について
- (4) 防災品の普及広報活動について
- (5) 各政令指定都市及び東京都の防災品の普及広報活動の取組状況、防災品の普及広報支援資器材等の活用状況、防災品奏効事例の把握方策、日本防災協会への要望
- (6) その他

2 出席者

出席委員は以下のとおりです。

| | | |
|--------|--------|----------------------|
| 委員長 | 新井雄治 | 公益財団法人日本防災協会理事長 |
| 委員 | 佐藤 賢一 | 札幌市消防局予防部長 |
| 委員 | 小野 清 | 仙台市消防局予防部長 |
| 委員 | 辻 和明 | さいたま市消防局予防部長 |
| (代) | 只野 清 | 千葉市消防局査察対策室長 |
| 委員 | 村上 研一 | 東京消防庁予防部長 |
| 委員 | 久保田 真人 | 横浜市消防局予防部長 |
| 委員 | 田中 経康 | 川崎市消防局予防部長 |
| 委員 | 村山 裕 | 新潟市消防局次長 |
| (代) | 榎本 修 | 静岡市消防局消防部予防課長 |
| 委員 | 鈴木 健一郎 | 浜松市消防局消防次長（予防課長事務取扱） |
| 委員 | 野田 高広 | 名古屋市消防局予防部長 |
| 委員 | 立入 正浩 | 京都市消防局予防部長 |
| 委員 | 藤井 茂樹 | 大阪市消防局予防部長 |
| 委員 | 新開 実 | 堺市消防局予防部長 |
| (代) | 奥村 芳彦 | 神戸市消防局予防部予防課長 |
| (代) | 松岡 浩志 | 岡山市消防局予防課査察担当課長 |
| 委員 | 山田 哲郎 | 広島市消防局予防部長 |
| 委員 | 池内 勝 | 福岡市消防局予防部長 |
| (代) | 奥村 聡一 | 熊本市消防局予防課長 |
| オブザーバー | 米澤 健 | 総務省消防庁予防課長 |

※（代）は委員の代理として出席

消防関係専門紙（誌）代表者への 業務説明会開催

(公財)日本防災協会

平成26年7月2日（水）正午から、東京・ルポール麹町において今年度の消防関係専門紙（誌）代表者への業務説明会を開催いたしました。

防災協会新井理事長の挨拶の後、協会の平成25年度事業報告書及び決算報告を中心に説明、又、平成26年度の事業計画、収支予算などの説明を行いました。その後、御出席の皆様から各事項についての質疑に答えるかたちで意見交換が行われました。

なお、出席された消防関係専門紙（誌）は次のとおりです。

消防文化社 東京消防新聞社 (株)SPジャーナル (株)消防時代
(株)近代消防社 (株)警備保障新聞社 東京法令出版(株)



敬老の日に「火の用心」の贈り物。



～住宅防火・防災キャンペーン～

消防庁予防課

1. 住宅火災による死者の7割は65歳以上の高齢者

住宅火災における死者（放火自殺者等を除く）は、建物火災による死者の約9割を占めており、このうちの約7割が65

歳以上の高齢者となっています。

昨今の高齢化の進展とともに、今後さらに高齢者の住宅火災における死者の増加が懸念されています。



2. 高齢者を住宅火災から守るために

(1) 早く知る！

死者が発生した住宅火災のうち最も多い原因はたばこです。特に寝たばこによる火災で、逃げ遅れて亡くられる方が多く発生しています。

こうした火災からの逃げ遅れを防ぐために、寝室や階段に火災を感知し、警報音を発して知らせてくれる「住宅用火災警報器」を設置することが消防法で定められています。

特に避難に時間がかかることが多い高

高齢者にとって、住宅用火災警報器を設置して、火災の発生に早期に気づき、早い段階で避難行動をとることが、身を守るためにとても重要となります。

その住宅用火災警報器ですが、電池の寿命は、長いもので10年、短いものは5年、中には1年で切れてしまうものもあります。

住宅用火災警報器の設置後は、定期的に作動確認をして、火災が発生した時に作動しないというようなことがないようにすることが大切です。

(2) 早く消す！

万が一火災が発生した時に「消火器」を備えていれば、安全、確実に消火することができます。

ただ、消火器というと、重くて扱いづらいというイメージを持たれている方や、大きくて家の中の置く場所に困ると思われている方も少なくないと思います。

ですが、今では消火器の中にも、小さくて軽い「住宅用消火器」や、取扱いが簡単な「エアゾール式簡易消火具」というような器具も販売されていますので、是非一度、ご自宅への備えを検討していただくようお願いします。



(3) 火を広げない！

寝たばこ火災や、高齢者に多い調理中の着衣着火を減らすために、枕や布団カバーなどの寝具や、パジャマやエプロンといった衣類に「防災品」を使用することが非常に効果的です。

また、カーテンやじゅうたんなども防災品を使用していれば、急激に火炎が拡大するのを防ぐことができます。

車やバイクのボディカバーも防災品を使用することで、放火による火災の拡大防止に有効です。

3. 9月は住宅防火・防災キャンペーン

住宅火災の死者に高齢者が多いこと、また、今後さらに高齢化の進展が予想されることから、消防庁では、住宅火災から高齢者を守るために、「敬老の日に火の用心の贈り物」をキャッチフレーズに、高齢者に住宅用火災警報器や住宅用消火

器、または防災品をプレゼントすること等を推進する、「住宅防火・防災キャンペーン」を平成24年から展開しています。

大好きなおじいちゃん、おばあちゃんが火災の被害に遭わないよう、今年のプレゼントには防災品はいかがですか。



キャンペーンポスター



昨年のキャンペーンの様子
(西武池袋店)

